

平成 25 年第 3 回定例会 安全安心推進特別委員会

平成 25 年 12 月 13 日

佐々木委員

委員会資料の 12 ページから始まっています、交通事故防止総合対策の関連で質問をいたします。特に、14 ページ、15 ページの高齢者事故防止対策と、自転車事故防止対策について伺いたいと思いますが、先ほど自民党の御質問もありましたが、上下線分離式制御信号の導入については、非常に高い評価をされることだというふうに私は印象を持っております。以前からの地道な調査とか研究の成果が実ったということで、これはシステムのにも、そんなに新たにたくさんの予算をかけてつくったものでもないというふうにもお聞きしていますので、それぞれ現場、現場で予算は多少発生しているということではありますが、このことによって、本当に以前でしたら、そこで人身事故が起こる可能性があったことを未然に防いだんじゃないか、そういうふうにも思いますし、また、その光ビーコンとか、様々な装置なんかをそのために付けているのではないか。もともと違う情報装置のために付けたものを利用して、こういうものが導入されたということについては、非常に評価することでありまして、警察の英知の結集だと、このように冒頭申し上げて、是非、県内の様々なところでそういう導入が図られることを、私の方からも要望させていただくというふうに思っております。

今日は、高齢者の事故防止のための対策ということで、幾つか質問させていただきたいと思っておりますが、私の地域でも高齢者の場合、身体機能の低下、あるいは認知症気味の方、それから、生活をするのにまちで様々な移動をしているわけではありますが、その中で、委員会資料の 14 ページにも御報告がありました、高齢者に関係するこの事故の発生状況、ここに報告があったわけではありますが、この発生状況の他に、発生状況について、つけ加えることはありますでしょうか。

交通総務課長

発生状況については、さきの報告のとおりですが、平成 25 年 10 月末現在で、130 人の方が亡くなられておりますが、全体の 42%を占めているというのが本県の特徴の一つというふうになっております。

佐々木委員

42%と非常に高い数字になっているわけでありまして、その高齢者に関わる死亡事故が増えていくことが、一つ大きな県警としての取組があると思っております。その中で特徴についても、委員会資料の 15 ページの上、14 ページの下段の方にも、先ほどお示しをいただきましたが、乱横断の状況があるということも含めて、特徴についても再度詳しく教えてください。

交通総務課長

委員御指摘のとおり、高齢者が関係する交通事故の特徴は二つあります。一つは、御指摘のとおり、歩行中に被害に遭う事故が多いということでありまして。亡くなられた高齢者の方 55 人中、歩行中に亡くなった方が 33 人となっております。

したがって、60%を占めているという状況で、歩行中が多いということです。それから、もう一つ、高齢運転者としての特徴になるんですが、亡くなられた方が二輪車乗車中の事故が全体の1割に満たないのに対して、自動車運転中の事故が全体の90%になっているという特徴があります。

佐々木委員

二輪車だとなかなか運転しないので、四輪の方が運転しやすいから、少し身体機能が落ちても運転しちゃっているんじゃないかというような分析もできると思うんですが、そういうことも含めて、県警では、その特徴を踏まえてどういう対策をとっているのか伺います。

交通総務課長

県警では、年間を通じまして、重点的に取り組むべき課題として、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育、高齢者を保護するための指導、取締り、それから、高齢者に優しい交通安全施設の整備などを推進しております。特に、歩行中に亡くなった方が全体の約6割を占めていることから、高齢歩行者を交通事故の被害から守るための安全教育としまして、身体機能の低下を自覚していただいて、無理な横断をしないように、交通安全行動を促すための生き生きシルバートレーニング等、参加体験型の交通安全教育を実施しております。また、高齢者施設ですとか、あるいは、高齢者宅などを訪問しての交通安全教育、反射材の着用促進などを推進しているところです。

佐々木委員

高齢者の運転に伴う事故が多くなっているということで、先ほど申し上げましたように、身体機能の低下とか認知症だとか、そういうものが原因であるというふうに私自身は常に思っているんですが、この一定の高齢に伴う病気、高齢者だけではないかもしれませんが、そういう一定の病気などの問題も生じているんじゃないかと思うんです。この一定の病気というのはどのようなものがあるのか、これについてお伺いしたいと思います。

交通総務課長

現在、道路交通法で規制されております運転免許の効力の停止、あるいは取消しの対象となる一定の病気につきましては、認知症、統合失調症、てんかんなど、自動車の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気ということで、規定されております。したがって、県警察では、一定の病気を伴う交通事故を未然に防止するために、運転免許を取得するとき、あるいは更新時において、家族の方ですとか、本人からの相談等に応じているところです。

佐々木委員

やはり、一定の病気ということで、もちろん高齢者だけではないと思うんですが、先ほど申し上げましたように、その運転免許証の自主返納制度なんかを推進しているわけですが、身体機能が低下して、認知症気味になっている方について、なかなか強制的には運転免許証を返納させるということは難しいかもしれませんが、一定の病気だということを認識をしていただきながら、そして、様々

なその見返りとして、地域でのマーケットなんかでのポイント還元なんかも含めて、警察も一生懸命取り組んでいるということを知っているわけではありますが、この高齢化に対する交通事故の防止に対する県警の取組について、再度お聞きしたいと思います。

交通総務課長

委員御指摘のとおり高齢者事故防止対策は、喫緊の課題であると認識しております。今後、高齢者事故の発生実態ですとか、あるいは特徴等について、広報、啓発に努めるほか、市町村等との関係機関、あるいはボランティア等と、より連携を強化しまして、引き続き各種の対策を推進することによって、高齢者が交通事故の被害者にも、あるいは加害者にもならないように、各種対策に取り組んでまいります。

佐々木委員

高齢化の進展といっても、もう完全に高齢化社会になっちゃっているというふうに私は認識しており、これから、ますます高齢化の免許人口、人口構成も増えていくのは間違いないというふうに思いますので、ただ、それが県警だけでそういうことを未然に防いでいこうとか、対策をやっていこうというのは、限界があると思います。先ほどの質問にもありましたとおり、市町村も、もっともっと警察と連携を強めていただきながら、警察の方も歩み寄りながら、高齢者対策と一緒に進んで進んでいただきたいと思いますし、やはり、事故に遭ったり死亡事故につながると、本人だけじゃなく、被害者、加害者とも辛い思いをするということもあって、先ほどの上下線の分離式制御信号のような取組、何かしら高齢者対策も生み出していただければというふうに思っている次第です。

最後、2番目の質問であります。平成25年12月1日に施行されました、自転車の交通方法に関する改正が含まれる道路交通法の一部改正がありました。新聞報道、テレビなんかの報道でもありましたが、委員会資料15ページの質問にも絡んでいることですが、自転車事故発生状況について、先ほど委員会資料15ページでお示しいただいた発生状況に加えて、何かございますか。

交通総務課長

自転車に関係しました交通事故の発生状況は、先ほどの報告のとおりです。自転車側のルール違反等により発生した交通事故は、1,130件ありました。全体の約18%を占めているという状況です。

佐々木委員

自転車側によるルール違反、1,130件ということを知りました。平成25年12月1日から、自転車の走行ルールが改正されたわけですが、まだまだ地域では認識されていないということもあって、ただ、相模原市の私の住んでいる地域なんかですと、相当平らなところなので、自転車を利用される方が多くなっているということもあり、様々な実証実験も具体的に相模原市でやっていただいた経緯もありました。そういうことも含めて、その概要を少し詳しく教えてください。

交通総務課長

平成 25 年 12 月 1 日に施行されました自転車に関する改正概要ですが、2 点あります。1 点目は、自転車の制動装置、ブレーキに関することですが、警察官による検査ができることになりました。また、応急措置の命令等に関する規定、こういったものが整備されております。具体的には、ブレーキの備えていないと思われる自転車を警察官が停めて、これを検査することができます。備えていない、あるいは、不備があるといった場合には、応急措置を命令することができるということになりました。

2 点目が、自転車を含む軽車両、路側帯を通行する場合のルールが整備されました。具体的には、これまで自転車は道路左右どちらの路側帯でも通行ができましたが、改正によりまして、道路左側部分に設置された路側帯のみを通行することになります。つまり、路側帯を走行する場合は、一方通行ということになります。

佐々木委員

それで、これは県民に周知徹底されないと、事故防止とかマナーの向上につながらないと思うんですね。ですから、もし違反して警察の方々に止められたりした場合に、何か罰則みたいなものがあるのか。それと、今後周知をどうやって図っていくのか、この 2 点をお願いいたします。

交通総務課長

まず、罰則につきましては、5 万円以下の罰金となっております。ブレーキ、片側通行についても、5 万円以下の罰金です。次に、ルール、マナーの周知方策ですが、新たに整備されたルールの周知の関係は、県警では、県警のホームページへの掲載、チラシやリーフレットの作成、配布、各種交通安全教育の機会を捉えての広報、街角での利用者に対する指導等、あらゆる機会を利用しまして、その周知に努めてまいります。

佐々木委員

改正ルールの周知については、今、お話があったとおりであります。今までも、改正になった後もそうですが、周知されていない、周知されたとしても、この自転車の一般的な通行方法に対する県の取組、県警の取組、そして、この自転車の事故防止、マナーの周知について、今回のルール改正以外と言いますか、それを置いても、これから県警として、この自転車事故を防止していくための取組として、再度県警としてどう取り組むか、最後にお聞きします。

交通総務課長

今回改正されました改正概要等を含め、これまでの自転車事故を防止するため、県警の基本方針としましては、自転車専用道といった自転車通行環境の整備、それから、関係機関、団体と連携した自転車利用者へのルールの周知の徹底、また、悪質、危険な自転車利用者に対する指導、取締りの強化等、総合的に自転車対策を推進してまいります。

佐々木委員

最後に要望と意見ですが、この改正ルールになったことをきっかけに、自転車の事故防止の推進が図れるよう、十分に取り組んでいただきたいと思いますし、それから、今回は質問はしませんでした。が、年末年始の様々な防犯対策等、日ごろから警察関係の皆様には尽力していただいていることに対してお礼を申し上げ、質問を終わります。